

処方・調剤・ 保険請求の



日本薬剤師会

Q 薬剤服用歴管理指導料は、2016年4月から「原則6月以内に処方せんを持参した患者」については38点、それ以外の場合は50点を算定するよう見直しが行われました。今回の見直しが行われる以前から当薬局で調剤している患者であっても、4月1日以降に初めて処方せんを持参した際には、薬剤服用歴管理指導料は50点を算定しなければならないのでしょうか。

A 38点を適用します。
薬剤服用歴管理指導料は、2016年4月1以降、「原則6月以内に処方せんを持参した患者」であって、かつ、調剤基本料1または4に該当する保険薬局においてお薬手帳による情報提供を行った場合は38点（薬剤服用歴管理指導料1）を算定することになっています。すなわち、その薬局に初めて処方せんを持参した患者の場合、または、前回の調剤から6カ月以内に処方せんを持参した患者であってもお薬手帳による情報提供を行わなかった場合は50点（薬剤服用歴管理指導料2）となります。

この「原則6月以内」の取り扱いについては、前回の処方せんの持参日が2016年4月1日以降（すなわち薬剤服用歴管理指導料の見直し後）であるか否かは関係ありません（表）。

例えば本年7月に患者が処方せんを持参し、同薬局での前回の調剤日が同年2月だった場合は「6月以内」に該当しますので、調剤基本料1または4に該当する保険薬局においてお薬手帳による情報提供を行った際は、薬剤服用歴管理指導料1（38点）を算定してください。

Q 薬剤服用歴管理指導料は、6カ月以内の再来局（処方せんの持参）の患者についてお薬手帳による情報提供を行った場合は38点を算定しますが、前回来局時に「お薬手帳は不要」との申し出があった患者であっても、今回から患者の希望によりお薬手帳による情報提供を行った場合は、「原則6月以内に処方せんを持参した患者」として38点を適用することは可能でしょうか。

A 差し支えありません。
薬剤服用歴管理指導料1（38点）で求められている要件は、「6月以内に処方せんを持参した患者」に該当することであり、その患者に対し、お薬手帳による情報提供をはじめ、必要な指導などを行った場合に算定します。

すなわち、薬剤服用歴管理指導料1の算定にあたり、前回処方せんを持参した際に「お薬手帳による情報提供を行ったか否か」までは問われていません。

保険調剤Q&A

表 6カ月以内の再来局の判断について

（問23） 薬剤服用歴管理指導料「1」について、「原則過去6月内に処方せんを持参した患者」とあるが、「6月内」の判断については、診療報酬改定前である平成28年3月31日以前の来局についても対象となるか。
（答） 貴見のとおり。

〔「疑義解釈資料の送付について(その1)」(平成28年3月31日事務連絡、厚生労働省保険局医療課)別添4(調剤報酬点数表関係)より〕